

ふれあい福祉コーナー

災害時要援護者の登録

市では、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、支援を必要とする方を対象に災害時要援護者名簿への登録を受け付けています。

この名簿は、市の関係部署、消防署、八潮市社会福祉協議会、八潮市地域包括支援センターなどに提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立ちます。

要援護者とは

- 本人や家族の方だけで避難が難しい方で、次のいずれかに該当する方
- 健康に不安を抱えている方で、65歳以上の一人暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- 要介護認定3以上を受けている方

要援護者情報の登録方法

- 八潮市災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書(社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、市内公共施設または市ホームページで入手)に必要な事項を記入し、窓口または郵送で社会福祉課へ。
- ※支援に必要な個人情報保護を避難支援

者に提供することに同意していただきます。また、登録情報に変更があった場合は、届け出が必要です。

登録する皆さまへのお願い

- 日頃から地域の方との交流を深め、どのような支援が必要かを話し合ってください。
- 防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
- 日常生活で必要となる物を、いつでも持ち出せるように準備してください。
- 町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。



あなたに届いた通知！架空請求かも？

【事例1】民事訴訟裁判通達書と記されたはがきが届き、私に対する訴状が提出されたこと記載されている。訴状内容について問い合わせるよう案内されたので電話すると、数年前に購入した羽毛布団の代金が滞っていると説明された。購入は事実だが現金一括で支払っており領収書もある。トラブルになる覚えはないが心配だ。

消費者に、過去に利用した業者への料金未払いや契約違反があると思いついた場合、それに対し「訴状が提出された」といふ不安にさせ、注文していない商品の受注確認メールを送り、連絡を取らせようとします。連絡をすると未払い金があるから支払うように言われ、一度支払うと次々と請求がエスカレートするケースもあります。

最近では、はがきや封書のほか、電子メールを使った架空請求も増えています。

【消費者へのアドバイス】

①訴状が提出されると、すぐに裁判所から正式な通知が届きます。まずは、裁判所から通知が届くかを確認しましょう。



10月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。

<h4>総合相談</h4> <p>法律相談、くらしの相談、行政書士相談、税理士相談、女性相談、司法書士相談、不動産相談を合わせて行います(法律相談は、事前予約制)。</p> <p>☎10月17日(金) 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>法律相談</h4> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>☎毎週金曜日 午後1時20分～4時 場市民相談室定8人(事前予約制)</p> <p>☎10月17日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場八潮メセナ定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>くらしの相談</h4> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)</p> <p>☎10月17日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>行政書士相談</h4> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>☎10月17日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>税理士相談</h4> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>☎10月17日(金) 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>不動産相談</h4> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)</p> <p>☎10月17日(金) 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>広聴広報課☎373</p>	<h4>DV相談</h4> <p>DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)</p> <p>☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は、要予約 ☎996-3955 (DV相談支援室専用電話)</p> <p>人権・男女共同参画課☎811</p>	<h4>女性相談</h4> <p>女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)</p> <p>☎毎週水曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)</p> <p>☎10月17日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場八潮メセナ</p> <p>人権・男女共同参画課☎811</p>	<h4>人権相談</h4> <p>プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)</p> <p>☎10月9日(木) 午後1時～4時 場市民相談室</p> <p>人権・男女共同参画課☎811</p>	<h4>心配ごと相談</h4> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)</p> <p>☎10月1日(水)・15日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)</p> <p>社会福祉協議会☎995-3636</p>	<h4>こころの健康相談</h4> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)</p> <p>☎10月6日(月) 午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(事前予約制)</p> <p>保健センター☎995-3381</p>	<h4>消費生活相談</h4> <p>悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活センター ※受け付けは商工観光課</p> <p>商工観光課☎336</p>	<h4>内職相談</h4> <p>内職の求人、求職のあっせんについての相談(内職相談員が対応)</p> <p>☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室</p> <p>商工観光課☎336</p>	<h4>若年者就職相談</h4> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)</p> <p>☎10月1日(水)・15日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて☎996-0123</p>	<h4>教育相談</h4> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場教育相談所</p> <p>教育相談所☎995-0077</p>	<h4>家庭児童相談</h4> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課☎472</p>	<h4>子育て相談</h4> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)</p> <p>☎10月23日(木) 午前10時～午後1時 場だいばら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)</p> <p>だいばら児童館☎999-0321</p>	<h4>子育て電話相談</h4> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時 中央保育所☎998-7711</p>	<h4>休日・夜間納税相談</h4> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>☎10月5日(日)・19日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場納税課</p> <p>納税課☎330</p>
---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	---	--	---